

「戸籍総合システム更新等業務」に係る優先交渉権者選考方法について

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づく提案内容から評価する技術点、本市が求める機能要件において、その対応状況に応じた評価を行う機能点及び提案価格から評価する価格点を指標として、「2 技術点、価格点及び機能点の採点方法」に定める採点方法により算出された技術点、価格点及び機能点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

(2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(3) 技術点、価格点、機能点の配分

点数については、合計170点満点とし、得点配分については次の通りとする。

合計点 170点	技術点 100点
	価格点 30点
	機能点 40点

企画提案書の評価点の配分の詳細については、審査基準を参照すること。

2 技術点、価格点及び機能点の採点方法

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価にあたって、審査基準の評価分類ごとに、配点、評価基準を設定し、評価を行う。各評価基準の採点については、0点から5点の6段階による評価を行う。

また、0点から5点の判断の根拠については、次のとおりとする。

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	創意・工夫がある。
3点	平均的な内容である。
2点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な記述内容である。

評価者の合議による評価点をもって、その評価分類の得点とする。評価分類の得点と評価点の満点（5点）の比率に、評価分類の配点を乗じて各評価分類の技術点を算出する。以上

のことから、各評価分類の技術点は次の計算式によって算出する。

$$\begin{aligned} &\text{「各評価分類の技術点」} \\ &= (\text{評価分類の得点} / \text{評価点の満点}) \times \text{評価分類の配点} \\ &\hspace{15em} (\text{小数点以下第2位を四捨五入}) \end{aligned}$$

各評価分類の技術点を合算し、技術点を算出する。

(2) 提案価格の評価

「公募型プロポーザル実施要領」の「2 (4) 提案上限額」に記載した上限額を基に「提案価格書」に記載された提案価格の評価を行う。

$$\begin{aligned} \text{価格点} = & \left[1 - \frac{(\text{提案価格} - \text{提案上限額の85\%})}{(\text{提案上限額} - \text{提案上限額の85\%})} \right] \times 30 \text{点} \\ & (\text{小数点以下第2位を四捨五入}) \end{aligned}$$

提案価格については必要に応じて、価格調査を行う。

提案価格が提案上限額の85%以下の場合には一律に30点とする。

(3) 機能の評価

本市が求める機能要件において、その対応状況に応じた評価を行う。各項目の採点については、以下のとおり4段階とする。

	対応状況	評価点 (必須欄「○」)	評価点 (左記以外)
◎	標準機能で可能	4点	8点
○	代替で可能	3点	6点
▲	カスタマイズで可能	2点	4点
×	対応不可	0点	0点

なお、機能要件の必須欄に「○」がある項目について要件を満たせないときは失格となる場合がある。また、対応状況の内容について必要に応じて事業者調査を行う。

機能要件の得点の合計と機能要件の満点の合計（評価項目数（必須欄「○」）×4点と評価項目数（必須欄「 」(空欄)）×8点の合計）の比率に、機能点の満点（40点）を掛けて算出する。

$$\begin{aligned} \text{「機能点」} = & (\text{機能要件の合計得点} / \text{機能要件の合計満点}) \times 40 \text{点} \\ & (\text{小数点以下第2位を四捨五入}) \end{aligned}$$